

陳情第6号

陳 情 書

平成26年 8月 6日

太宰府市議会議長 橋本 健様

陳情者 大阪府東大阪市六万寺町3-12-33
軽度外傷性脳損傷仲間の会

軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

陳情の趣旨

軽度外傷性脳損傷（MTBI）は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維組織が断裂するなどして発症する病気です。

2007年、世界保健機関（WHO）の報告によれば、外傷性脳損傷は世界で年間1000万人の患者が発生していると推測されており、今後2020年には世界第3位の疾患になると予測され、その対策が急務であると警告されています。

WHOの報告から累計患者数を推計すると、日本には過去20年間だけでも数十万人の患者がいると考えられています。

しかし、この病気はMRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、肢体麻痺、視野が狭くなる、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁、膀胱障害など複雑かつ多様ですが、本人や家族、周囲の人たちもこの病気を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースがあります。

しかし、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、後からでも外傷性脳損傷と診断することができます。

また、通学路での交通事故や柔道の女子の義務化も含め、スポーツ外傷が多発している昨今、子どもたちがMTBIを発症する可能性も高くなっています。

さらに、WHOの警告を踏まえ、受傷時の意識障害が軽度でも、重症の外傷性脳損傷を引き起こすことがある軽度外傷性脳損傷について、多くの市民に周知を図っていただきたいと思います。

そこで、下記のとおり、国・政府等関係機関に、意見書を提出していただきますよう陳情します。

陳情事項

国・政府等関係機関に対し、以下の内容を要請する意見書を提出すること。

- 業務上の災害または通勤災害によりMTBIとなり働けない場合、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
- 労災認定基準の改正にあたっては、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査法を導入すること。
- MTBIについて、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上

